

2024年 3月26日

「確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス」並びに  
「確定拠出年金に関する数理実務ガイドンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

会員の数理的な実務により資するよう、確定給付企業年金に関する数理実務ガイドンス並びに確定拠出年金に関する数理実務ガイドンスの記載内容の充実化を図る目的で改定の検討を行ってまいりました。

2024年 3月21日に開催の当会理事会において本改定が承認されましたので、ここにその内容を公表いたします。

今回の改定にあたっては、2024年 2月26日に改定に関する草案を公開し、2024年 3月11日までコメントの募集を行いました。提出されたコメントの内容を踏まえ、明確化の観点から修正を加えた上で公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以 上

公開草案を修正した箇所

該当頁	修正後	修正前		
P.4	<p>②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>回復計画における掛金拠出期間は、最長で当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から8年間とすることも考えられる。</u> <u>ただし、回復計画に基づく特例掛金の実際の拠出は翌々事業年度から行われるため、この場合、実際の拠出に基づく積立比率は翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に必ずしも1.0以上としないことに留意する必要がある。</u></li> <li><u>回復計画は、当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率を1.0以上とするものであり、法令の趣旨を踏まえ、実際の掛金拠出期間を考慮した場合でも翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率が1.0以上となることが望ましいと考えられる。</u></li> </ul>	<p>②積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>回復計画における掛金拠出期間は、最長で当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から8年間とすることも考えられる。</u> <u>ただし、回復計画に基づく特例掛金の実際の拠出は翌々事業年度から行われるため、この場合、実際の拠出に基づく積立比率は翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に1.0以上としないことに留意する必要がある。</u></li> <li><u>回復計画は、当該事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率を1.0以上とするものであり、法令の趣旨を踏まえ、実際の掛金拠出期間を考慮した場合でも翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に積立比率が1.0以上となることが望ましいと考えられる。</u></li> </ul>